

5 製造療第30261号

## 動物用医療機器製造業登録証

氏名又は  
名 称 株式会社サーランド・アイエヌイー

製造所の  
所 在 地 東京都板橋区成増三丁目43番9号 TMビル

製造所の  
名 称 株式会社サーランド・アイエヌイー 板橋工場

登 録 の  
有効期間 令和6年3月5日から  
令和11年3月4日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3  
第1項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

令和6年3月5日

農林水産大臣 坂本 哲志

農林水産省指令 5 関消第912号

東京都板橋区成増三丁目43番9号  
株式会社サーランド・アイエヌイー  
代表取締役 李 良郁

令和6年2月2日付けで申請のあった動物用医療機器の製造業の登録の申請については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり登録する。

令和6年3月5日

農林水産大臣 坂本 哲志

記

登録番号 5 製造療第30261号

製造所の  
所在地 東京都板橋区成増三丁目43番9号 TMビル

製造所の  
名称 株式会社サーランド・アイエヌイー 板橋工場